保全訴訟における被保全権利 ーライポルトの所説を中心として の審

秀

敏

律問題と事実とのこういった厳格な区別は適当であるか否か、 因の一つとなっている。そこでこのような事情に鑑みると、法 利につき重大で困難な法律問題が生起し、一層著しいものとな 環境権等の新たな権利が提唱される等の事情により、 訴訟に近接するにいたっている。そしてこの傾向は、 下げうるとしたならば、 そしてそれが適当でなく、 前述のような事情と相まって、仮処分の本案化を押し進める要 訟におけると同様の厳格な審理が要求されており、このことが ってきている。ところで、保全訴訟においても、事実について 必要性に関して慎重な審理がなされ、その実際はますます本案 その本案化した仮処分手続においては、被保全権利及び保全の |疎明で足りるとされている一方、法律問題については本案訴 既に今日、仮処分の本案化ということが叫ばれて久しいが、 何らかの別個の考慮が保全処分の発布 法律問題の審理に付さるべき強度を 被保全権 日照権・

> 稿では、このライポルトの所説を紹介し、あわせてこれに対す の通説も、保全訴訟においても通常訴訟におけると同様の厳格 題を含み、且つ緊急の必要ある場合には、その審理は、 仮差押仮処分の全てにつき、被保全権利の審理が困難な法律問 詳細な法律審理は不要であるという。さらにグルンスキーは、 権利から及び共通の目標をもった人的結合から生ずる法律関係 の仮処分のうち、継続的法律関係、つまり彼のいう共同体上の の可能性が示されれば足りるとしている。またバウアは、同条 条五)に関連し、ここでは被保全権利の疎明は不要であって、そ III、 III、 独民訴法九四○条 (mkt には、 独民訴法九四○条 (mkt にはなり 分の本案化ということがいわれている。そこでそのドイツにお この問題につき注目すべき新たな見解を唱えている。そこで本 な法律問題の審理を要求している。ところが近時ライポルトは かしながら、以上のような若干の学説の存在を別とし、ドイツ 訟におけると同様の厳格さをもってはなされえないと説く。し を規制する仮処分の場合、特に時間的に切迫しているならば、 る若干の西ドイツの学説の反応をみてみることとする。 ところで、ドイツにおいても、日本におけると同様に、

三号四一〇頁以下参照。 吉川大二郎「仮処分事件の変ぼう」民商法雑誌七〇巻 (1) 中田淳一「保全訴訟の訴訟物と既判力」保全処分の体

系下卷四六九頁。

に際して加えらるべきではないか、がまさに問題となりえよ

- 3 heutigen Anwendungsbereich, BB 1963, 607. Baur, Arrest und einstweilige Verfügung in ihrem
- 3 4 Baur, Studien zum einstweiligen Rechtsschutz, Bruns, Zwangsvollstreckungsrecht, 1964, S. 240.
- 1967, S. 35
- (о) Stein-Jonas-Grunsky, ZPO, 19 Aufl., 1971, § 916 I 3, § 935 II 3, § 940 I.

MDR

(~) Wenzel, Grundlinien des Arrestprozesses, (∞) Leipold, Grundlagen des einstweiligen Rechtsschut-1967, 82; Baumgärtel, AcP 168 (1968), 403 lichen Verfahren, 1971. (以下本書は頁数) zes im zivil-, verfassungs-, und verwaltungsgericht-

■ ライポルトの所説

らかに理由があるまたはない、ということのないことを前提と 手続を概観する。そしてそこでは、民事訴訟におけるとは異な 衡量し、申立認容の可否を決する裁判例も存在することを示す あろう損失と、その申立が却下され、後に本案の請求の理由の の理由のないことが判明した場合に公け乃至関係人に生ずるで したうえで、仮の権利保護の申立が認容され、後に本案の請求 の審理 (音光) は必らずしも命じられておらず、本案の請求が明 あることが判明した場合にそれらに生ずるであろう損失を比較 ─まずライポルトは、憲法訴訟や行政訴訟上の仮の権利保護 法律問題を厳格に審理した上での本案の請求の理由具備性

> \hat{s} 28 ff.)°

(S. 61.)° の権利保護の目的・趣旨によって、決定さるべきであるという えうるとし、そのどちらに従わるべきかは、実定法規範乃至仮 のように予先審理に基づく方法と利益衡量に基づく方法とが考 そして仮の権利保護手続における裁判のあり方としては、こ

口まず、実定法規範たる独民訴法から解答がひき出されうる

次にライポルトは、独民訴法九二一条二項二文(==日民訴法セ)の りるといっただけでは、問題の解決にならぬという (S. 64 ff.)。 異なるということだけであるから、法律問題の審理も疎明で足 らも推測されるという。しかし確実なことは、疎明は証明とは れるべき理由はないといい、このことは、独民訴法の理由書か の疎明といっているにすぎないから、疏明が事実的側面に限ら そして独民訴法九二〇条二項 (m〇条二項) は、たんに「請求」 うな強度が付さるべきかは別途に考察される必要があるという。 被保全権利の審理がなさるべきであるとしても、それにどのよ かしライポルトは、ここから直ちに通説を是認することはなく 被保全権利の審理と結びつけられていたから(S. 62 ff.)。し 置であった仮差押は、事後的な裁判所の面前での手続における いう。なぜなら、裁判所の予めの関与なくしての自力救済的処 有利な要因であるという(S. 62.)。また沿革も同様で あると に組み立てられている点は、裁判を予先審理に基づかせるのに か否かが、仮差押と仮処分とをわかって考察される。 第一に仮差押に関しては、法規上の規定が被保全権利を中心

疎明の代替に限るべき理由はでてこないという (S. 69 f.)。

また仮処分については、仮差押に関する規定の準用を定める

な要因であるという。法規の文言からは、この保証を、事実の申立人と被申立人の利益の衡量に基づく仮差押の許容性に有利定していることを挙げ、これらの規定は、予先審理ではなく、きじていることを挙げ、これらの規定は、予先審理ではなく、文(同系三噸) の規定が、請求または仮差押の理由の疎明なきと文(同系三噸)

禁止ということがいわれ、原則として予先審理が禁止されてい 革も(S. 72 ff.)、独民訴法理由書中で援用されているフラン f.)。そしてまた、仮差押とは別個の起源を有する 仮処分の沿 る必要の疎明というふうにも考えうる程であるという(S. 71 難であるという。準用の意味は、争いの存在と仮の地位を定め われているにすぎず、これに「請求」の疎明を考えることは困 分に際しては、「係争法律関係につき仮の地位を定める」とい 利」を「請求」に置き換えることにより、それが疎明さるべき スのレフェレ(référé)において、本権へ損害を与えることの であるとすることができるのに対し、独民訴法九四○条の仮処 ることも いては、独民訴法九三五条 (===民訴法) の仮処分の場合は、「権 差押と同様であるという(S. 70 f.)。しかし法規の文言につ 独民訴法九三六条 (==ロヒホテキ)の故に、問題状況は原則として仮 ŝ 76 ft.)、予先審理を命ずることを疑問とさせる

かくして、実定法規範からは、予先審理をなすべきか否かに

めに、

相対立する利益の衡量が要求されるという。そして利益

衡量を行なわぬ現在の実務のあり方を、

被申立人の利益を一方

仮の権利保護の裁判は、弱い基礎に基づくこととなり、 事実について疎明で足りるとされていることを、 人の利益が害されるおそれがでてくるが、このことを避けるた いても首尾一貫させるべきであるとする。このようにすると、 ないこととなってしまうという。そしてこれを避けるために、 却下されてしまうこととなり、仮の権利保護の目的は達成され すると、これの確定されない場合には、仮の権利保護の申立は には課されえないという。もし実体上の法律状態の確定に固執 に、これら (とは間壁に) について確信を形成する義務は、裁判所 実や法律問題を慎重に審理する可能性を与えられていないが故 を考えると疑問であるという。つまりこの状況のもとでは、事 実体法をひきよせることは、保全訴訟により裁判さるべき状況 立人の利益を害することとなるけれども、これの正当化のため 申立人の利益の保護のために命じられた保全処分は、通常被申 でてこないという (S. 83 ff.)。 仮処分の全てにつき、常に予先審理が命じられるということは の時間的間隙を架橋することにあるとし、ここからは、仮差押 性を考慮して、解答を探求すべきであるという(S. 82.)。 目的、当事者の利益、保全訴訟により裁判さるべき状況の特殊 的な解答はえられない。そこでライポルトは、仮の権利保護の ついては、それに有利な要因も不利な要因も引き出され、 闫まずライポルトは、仮の権利保護の目的を、終局裁判まで 次に当事者の利益を考察し、 法律問題につ

許容性が肯定される(S. 92 f.)。 計容性が肯定される(S. 92 f.)。 計容性が肯定される(S. 92 f.)。 計容性が肯定される(S. 92 f.)。 このようにしてしまう危険が避けられるという(S. 91 f.)。このようにしてしまう危険が避けられるという(S. 91 f.)。このようにしてしまう危険が避けられるという(S. 91 f.)。このようにしてしまう危険が避けられるという(S. 91 f.)。 さ、一次では、一次ではない場合に は、予先審理による保全処分(materiell-akzessorische Verfügung))の 許容性が肯定される(S. 92 f.)。

損失が申立人の立保証により回避されうるかも考慮さるべきで損失が申立人の立保証により当事者の陳述に基づき可能なように思われる、換言すると、本案の請求が疑問の余地なく理由のないようには思われないということを必要とし、このことが肯定されると、次には、申立人の申立が却下され、後に彼の本案のされると、次には、申立人の申立が却下され、後に彼の本案のされると、次には、中立人の申立が却下され、後に彼の本案のされると、次には、中立人の申立が却下され、後に彼の本案のされると、次には、中立人の申立が却下され、後に彼の本案のされると、次には、中立人の申立が却下され、後に彼の本案のされると、次には、中立人の申立が却下され、後に彼の本案の請求が疑問の余地なく理由のないように表すが関係により当事者の陳述に基づき可能なように請求の存在が裁判所にとり当事者の陳述に基づき可能なように関係を指述した。

96 ff.)。 97 ff.)。 98 ff.)。 99 ff.)。 90 ff.)。 90 ff.)。 91 ff.)。 91 ff.)。 92 ff.)。 93 ff.)。 94 ff.)。 95 ff.)。 96 ff.)。 97 ff.)。 98 ff.)。 99 ff.)。 90 ff. 90 ff.

存は、 法を。 ない点で不充分であるとして、回避さるべき危険の種類に応じ る。その前提として、従来のドイツにおける仮処分の三分法 対してどのような関係にたつかを、ライポルトは次に考察す ら生ずる危険を回避するための攻撃的処分 (Angriffs-) への三分 われる請求権の実現の保全のための保全的処分(Sicherungs-)、申 るまでの事象経過によりその将来の実現が危険に曝されると思 仮差押と三種類の仮処分のそれぞれについての未決処分と実体 中で三種類の仮処分がわかれているとする。それに続き彼は、 ための回避的処分(Abwehr-)、 立人の法的財貨に被申立人が及ぼさんとしている攻撃の回避の た新たな三分法が唱えられる。すなわち、終局的な裁判にいた (Leistungsverfügung ') は、分類のために統一的基準を用いてい(Sicherugs-,Regelugngs-,) は、分類のために統一的基準を用いてい って仮処分のための包括的一般条項へとなっているとし、その このようにして得られた結果は、仮差押仮処分のそれぞれに たんなる沿革的理由によるものにすぎなく、両者は相ま その際ライポルトは、 独民訴法九三五条と九四〇条の並 物あるいは財貸の獲得の遅延か

| 欠こ句見分影態の目互掲系と考察し、それらのうちの一方が形態の適用を肯定する(S. 105 ff.)。| | 付随的処分の適用可能性を考察し、それら全てにつき、両処分

保護手続について考察するが、ここでは紙数の関係もあり、省憲法訴訟(S. 175 fl.)、行政訴訟(S. 187 fl.)上の仮の権利四続いてライボルトは、民事訴訟上の特別規定(S. 130 fl.)、優先的に適用になるということはなく、個々の状況に応じて、優先のに適用になるということはなく、個々の状況に応じて、の方のの方形態の相互関係を考察し、それらのうちの一方が次に両処分形態の相互関係を考察し、それらのうちの一方が

の理論下二三九頁以下参照。中務俊昌「仮処分についての西独における論点」民事訴訟中務俊昌「仮処分についての西独における論点」民事訴訟でいてもあてはまるという。これらの見解については、(9) このことはヤウエルニッヒの説についても、その他の

三 ライポルトの所説に対する西ドイツ学説の反応

とを保障することに求め、したがって団体内不服申立手続係属来の自説を維持したままであり、また通説に従ったままの者もにの場合には、ライボルトの所説に賛同する。すなわち、内部定の場合には、ライボルトの所説に賛同する。すなわち、内部定の場合には、ライボルトの所説に賛同する。すなわち、内部にが大人は申立てうるとし、通常訴訟の提起できぬ理由を、国家の裁判所の干渉をうけずに、団体内の意思形成がなされうるこのようなライボルトの注目すべき見解に対し、バウアは従このようなライボルトの注目すべき見解に対し、バウアは従

中の仮処分手続内では、原則的に予先審理は排除されると説

全面的に採用する者は見い出されないが、その中では、次のり全面的に採用する者は見い出されないが、その中では、次のりか、あるいはこれが彼らに対して客観的に有する経済的、精際しては、当事者が主張された権利に帰する利益が問題であるのか、あるいはこれが彼らに対して客観的に有する経済的、精いまたはその他の利益が問題であるのかをはっきりさせるべきであるという指摘。またライボルトは、国際私法の規定を通じ外国法が適用さるべきであるのに、その外国法の内容が不明と外国法が適用さるべきであるのに、その外国法の内容が不明な場合、未決処分の効用が発揮され、それにより便宜的にドイツ場合、未決処分の効用が発揮され、それにより便宜的にドイツ場合、未決処分の効用が発揮され、それにより便宜的にドイツ場合、未決処分の効用が発揮され、それにより便宜的にドイツ場合、未決処分の効用が発揮され、その外国法の内容が不明な場合、未決処分の効用が発揮され、それにより便宜的にドイツ場合、未決処分の効用が発揮され、それにより便宜的にドイツ場合、未決処分の効用が発揮され、その外国法の内容が不明なよの。

事実にのみ関連させるべきであるとの批判がある。しかしそのみて適当でなく、独民訴法二九四条におけると同様に、疎明は等)の疎明が、通説により事実的側面に限られていることに鑑っる立証の程度を下げるのは、独民訴法のその他の箇所 (気経)の支についてばかりでなく、法律上の問題点についても要求されまず、法規が「請求」の疎明といっているにすぎぬ点から、事まず、法規が「請求」の疎明といっているにも言ぬ点から、事まず、法規が「請求」の疎明といっているにもに、ないように思われる。

として、「請求」のかわりに「法律関係」を目あてとすること か否かは別問題であるから。さらにミネロープが、被保全権利 ども、保全訴訟手続内においてはそうであっても、その裁判中 についての自己の見解を表明しえなければならないというけれ 点を指摘し、場合によっては和解を勧告するために、法律問題 ましめるべきであるとのグルンスキーの批判も、 の審理の結果による心証の程度を、利益衡量の一つの要素に含 は事実的側面に限られるという規定ではないから、この批判は の疎明に際し利用しうる証拠方法に関する規定であって、疎明 で法律問題に対する見解を確定的に表明することが適当である なぜならグルンスキーは、 あたらない。また利益衡量と予先審理とを結びつけ、法律問題 通説自体に検討の必要があるし、また独民訴法二九四条は事実 裁判所は当事者に対し法律上の問題 適当でない。

- (2) Schönke-Baur, Zwangsvollstreckungs-, Konkursund Vergleichsrecht 9 Aufl., 1974, S. 236.
- Nicklisch, Verbandsmacht und einstweiliger Rechtsschutz, 1974, S. 38 ff.

Thomas-Putzo, ZPO, 7 Aufl., 1974, § 920 2.

-) Ritter, JZ 1973, 40.
-) Ritter, a. a. O.
- (宀) Grunsky, ZZP 85 (1972), 363

- (4) Minnerop, Materielles Recht und einstweiliger Rechtsschutz, 1973, S. 63 ff.
- (A) Leipold, ZZP 88 (1975), 471
- (8) なおライボルトの仮処分の三分法に対する批判につき、 Renck, NJW 1972, 409; Grunsky, a. a. O. S. 364 f.; Minnerop, a. a. O. s. 80 f. 参照。

四結び

の疑いが多小とも存するとき、もしくは、本案の理由の存否が の疑いが多小とも存するとき、もしくは、本案の理由の存否が

ると、日本には紹介されている。しかし、そのような趣旨の判争われている場合には、申立は却下さるべきであるとされてい ction) においては、事件が法律上、事実上の論点につき激しく いとみえるとき」には該当しないと解されている。いずれとも決しがたい不明の場合は、「本案について理由がない 例を激しく非難し、まさにライポルトが行なったと同様の考慮 いる。またアメリカの予備的乃至暫定的差止命令 (preliminary or スのレフェレ (référé) においては、本権に損害を与えること (32) 「white in the control of the また比較法的にみても、ライポルトの指摘する如く、フラン

ばならぬ、との理由で、一概に排斥することはできぬと思われ (w). 選判の公平性と安定性から見て、よほど慎重であらね 疑問がないわけではなく、ライポルトの所説は、充分日本にお することは、比較手続法的にみても、比較法的にみても、全く 日照権紛争に限って、申請人を優位に立たせるような考え方と いても検討するに値すると思われる。そして松浦教授の見解も 以上のように、保全訴訟において予先審理を必ずなすべきと

も存在する。

補保全訴訟の基本問題一九一頁以下。 吉川大二郎「保全訴訟における被保全権利の審理」 増

- (20) この間の判例の動きについては、 訴訟上巻一七頁以下参照。 兼子一編·判例保全
- (21) 松浦馨「差止請求と仮処分―日照権、会社事件等を中 心として--」ジュリスト五〇〇号三七〇頁以下。
- (2) 緒方節郎「行政処分の執行停止」裁判法の諸問題上七 ○五頁。
- (3) これについてはとりあえず、若林安雄「レフェレ≧仏 けれども、このことにより実質が変わったわけではない における仮処分制度(一)」近大法学一六巻三・四号一二 レー一二三号に基づく仏新民訴法には受け継がれていない レ七四〇号、これに代わった一九七五年一一月五日のデク た仏民訴法八〇九条の規定は、一九七一年九月九日のデク 八頁以下参照。なお本権に損害を与えることの禁止を定め
- 24 究 (Vincent, Procédure civile, 16° ed., 1973, n° 243)° (司法研究報告書第九輯第二号) 五一頁以下。 柳川俊一・英米法における仮処分(Injunction)の研
- (2) Kaiser, Temporary injunction in cases involving doubtful questions of law, 40 Marg. L. (1956) 及びそこに引用された判例参照。 REV. 191
- 吉川大二郎・前掲民商法雑誌七〇巻三号四一二頁。 (一橋大学大学院博士課程)

26